様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　２０２４年　　１２月　１８日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）おだきゅうでんてつかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 小田急電鉄株式会社  （ふりがな）すずき しげる  （法人の場合）代表者の氏名 鈴木 滋  住所　〒151-0053  東京都渋谷区代々木二丁目28番12号  法人番号　1011001005060  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①経営ビジョン「ＵＰＤＡＴＥ 小田急」  ②統合報告書2021 | | 公表日 | ①2021年4月28日  ②2021年11月8日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①②ともに公式サイトにて公表  ①<https://www.odakyu.jp/ir/news/o5oaa1000001xacq-att/20210428_vision.pdf> 参考資料P10,13  ②<https://www.odakyu.jp/ir/o5oaa10000020qm5-att/2021tougou.pdf>　P6,8 | | 記載内容抜粋 | ①すべての事業で既存事業のクラウド化やIoT化を進めるとともに新たな顧客接点の開拓等を行い、これまで成長させてきたリアルのビジネスをデジタルで変革するDX発想を通じて事業の変革を進める。  ②リアルとデジタルを融合する基盤を持つことを価値創造の源泉たる経営資源と捉え、DX等の発想により既存事業を変革させるとともに、新規事業を創出することで、地域課題の解決や潜在需要への対応を進める。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①②ともに取締役会の承認を経て公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①経営ビジョンの実現に向けた中期経営計画（2024～2026年度）  ②2025年3月期第2四半期（中間期）説明会資料  ③経営ビジョンUPDATE小田急の策定について  ④会社人事・構造改革に関するお知らせ  ⑤統合報告書2024  ⑥公式サイト内　情報セキュリティ | | 公表日 | ①2024年5月14日  ②2024年11月18日  ③2021年4月28日  ④2023年2月8日  ⑤2024年10月10日  ⑥2022年度 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①～⑤すべて公式サイトにて公表  ①<https://www.odakyu.jp/ir/news/b4fuqs0000002kz7-att/20240514_keikaku.pdf> 参考資料P24,29,31,32  ②<https://www.odakyu.jp/ir/financial/eeles40000000cg2-att/241118.pdf> P13  ③<https://www.odakyu.jp/ir/news/o5oaa1000001xacq-att/20210428_vision.pdf> 参考資料P29  ④<https://www.odakyu.jp/news/dq409400000013ub-att/dq409400000013ui.pdf> ２．機構改革  ⑤<https://www.odakyu.jp/ir/h3de7600000006am-att/integrated2024.pdf> P54  ⑥<https://www.odakyu.jp/sustainability/governance/security/> | | 記載内容抜粋 | ①  (P24)  ・顧客データ等を活用した新たな増収施策  ・EMotの電子チケット拡充、経路検索サービス等との連携による顧客接点拡大  (P29)デジタルを活用した新規事業の探索・成長  ・事業創造ノウハウの活用や研究開発費の投下、多様な人財活用により、社会課題解決起点で新規事業を創出  ・デジタルの強みを活かして沿線外にも展開し、2030年度の営業利益目標30億円の達成を目指す  ・デジタルの顧客接点拡大/駅務機器投資の効率化ソリューションを交通事業者等に提供  (P30)  ・海外旅行代理店KlookとEMotの連携によりスマートな顧客体験を実現  (P31)  ・鉄道・バス利用者のID獲得強化  ・データ活用による1to1マーケティングの推進  (P32)経営基盤の強化①　DX戦略  ・リアルな資産・サービス・仕事とデジタル技術を融合し、3つの価値を創出  1.Smart 業務のスマート化  2.Update 心躍る顧客体験  3.Create ゆたかな未来の創造  ②  ・顧客データ等を活用した新たな増収施策  PASMO利用で小田急ポイントが貯まる「小田急おでかけポイント」を小田急バスへ拡充（2024年10月～）  ③  共通ID（地域密着型サービスプラットフォームONE）では、グループ事業と外部サービスを掛け合わせた独自のサービス開発やデータマーケティングを推進する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①～④は取締役会の承認を経て公表  ⑤のみ取締役会で承認された事項に基づき記載  ⑥は取締役会から権限委譲された代表取締役（取締役社長）による承認 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①経営ビジョンの実現に向けた中期経営計画（2024～2026年度）参考資料P32  ④会社人事・構造改革に関するお知らせ  ⑤統合報告書2024 P54 | | 記載内容抜粋 | ①  ・デジタル人財定義に基づいた教育の実施  ・当社グループ各社DX推進者による推進体制の整備  ④  DX推進に関する業務の専属化による機能強化を図るため、経営戦略部のＤＸ関連業務をより情報処理技術に精通しているデジタルイノベーション部に集約するとともに、同部をデジタル変革推進部へ改称した。また、さらなる事業の創出に向けて、専任部門としてデジタル事業創造部を新設し、経営戦略部のデジタル分野での新規事業開発に関する業務を移管することとした。  ⑤  デジタル人財の育成に向けて、育成する人財像を定義し、各人財に合わせた教育を実施しています。具体的には当社従業員を対象に、デジタルに関する基礎知識の獲得を目的としたデジタルツールの操作教育や技術に関する勉強会等を実施しているほか、DXの牽引や実行の役割を担う人財に向けた実践的な内容の教育を展開しています。2023年度にはのべ1,100名を超える従業員が受講しており、今後もマインドおよび知識の両面から育成を進めていきます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①経営ビジョンの実現に向けた中期経営計画（2024～2026年度）参考資料P32  ⑥公式サイト内　情報セキュリティ | | 記載内容抜粋 | ①  ・DXの加速に向けた取り組み（データ利活用の推進のため、獲得したデータをあらゆる事業において共有・活用。生成ＡＩの業務シーンに合わせた活用による効率化。）  ・DXの基盤づくり（ゼロトラスト施策の導入等による情報セキュリティの強化）  ⑥  ・小田急グループの情報システムにおける情報セキュリティ基本方針の制定（2022年4月1日）  ・情報セキュリティハンドブックを策定、役員・社員へ配布  ・円滑なDX推進に向けた、社員の情報セキュリティ教育強化 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 経営ビジョンの実現に向けた中期経営計画（2024～2026年度） | | 公表日 | 2024年5月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公式サイトにて公表  <https://www.odakyu.jp/ir/news/b4fuqs0000002kz7-att/20240514_keikaku.pdf>  参考資料P15,29,31,32 | | 記載内容抜粋 | (P15)2030年度の目標デジタル  成長領域としての新規事業創出と既存事業のDX推進（新規事業）営業利益30億円  (P29)EMot/MaaS Japan  デジタルの顧客接点拡大/駅務機器投資の効率化ソリューションを交通事業者等に提供  【MaaS Japan取扱額】2030年度100億円  (P31)小田急ONEをデジタル設定の中心にサービスを展開  小田急ONE会員数2026年度60万人  (P32)基盤づくり  デジタル人財定義に基づいた教育の実施  推進能力120名、専門能力400名（2026年度末） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①2022年10月7日  ②2024年10月10日 | | 発信方法 | ①②ともに公式サイトにて公表  ①統合報告書2022 P3  <https://www.odakyu.jp/ir/d9gsqg0000001hvc-att/2022tougou.pdf>  ②統合報告書2024 P13  <https://www.odakyu.jp/ir/h3de7600000006am-att/integrated2024.pdf> | | 発信内容 | ①現取締役会長 星野晃司  デジタル投資の他、共通ID基盤ONEやMaaSをはじめとしたデジタルプラットフォームにおいて顧客接点を広げ、リアル・デジタルの両方から送客を促すアプローチを図っていくこと等。  ②取締役社長 鈴木滋  ウェイストマネジメント事業「WOOMS」や自治会・町内会SNS「いちのいち」等、DXを活用した社会課題の解決をビジネスにつなげる事業を積極に展開する等。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２４年　１１月頃　～　２０２４年　１１月頃 | | 実施内容 | 「ＤＸ推進指標」による自己分析を行い、ＩＰＡの自己診断結果入力サイトより入力を行っている。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２３年　６月頃　～　２０２４年　９月頃 | | 実施内容 | ○２０２３年６月にＣＩＳＯ及びＣＳＩＲＴを社内に設置。  ○２０２３年１２月に鉄道部門の運輸司令所にてインシデント対応訓練を実施。  ○２０２４年１～２月に弊社従業員全員がの情報セキュリティ教育を受講。（毎年１回実施）  ○セキュリティに資する一般的な機器を導入していることに加え、業務用パソコンに対し、アタックサーフェイスリスクマネジメントを導入し、EDR製品や脆弱性可視化製品を運用中。  ○監査・内部統制室による情報システム監査を各部やグループ会社に順次実施している。また、社内における情報処理安全確保支援士は６名在籍。（２０２２年度より２名増） |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。